

定 款

N P O 法人 N P O 九州

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人NPO九州と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自主・自発の精神で社会に貢献する民間非営利活動及びその支援活動に取り組むことにより、当法人と目的を同じく活動する人及び組織と共に、自律した市民社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類及びそれに係る事業の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表第17号に掲げる活動を行い、その活動に係る事業として、市民活動支援事業を行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人には、次に掲げる会員を置く。

(1) 社員 この法人の総会において議決権を有する個人

(2) その他の会員 定款細則において定めた会員

(条件)

第6条 この法人の社員は、この法人の目的に賛同し、活動へ積極的に参画するよう努めなければならない。

2 その他の会員の条件については、定款細則において定める。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会を希望するものは、法人が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、そのものが前条の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの会員としての入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、定款細則において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1事業年度以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事の過半数の決定により、これを除名することができる。この場合は、当該会員に対し、あらかじめ通知するとともに、除名決定の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法及びこの法人の定款または定款細則に違反し、この法人の運営に重大な支障を与えたとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人に重大な損害を与えたとき。

(3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人には、理事3人以上及び監事1人以上の役員を置き、理事のうち1人以上を代表理事とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任し、代表理事は、理事の互選とする。

(業務)

第15条 この法人の業務は、法第17条に基づき、理事の過半数をもって決す。

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事の過半数の決定に基づき、この定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 代表理事が事故等やむを得ない理由で緊急に欠けたときの職務の代行

(2) 総会に付議すべき事項の決定

(3) 総会の議決した事項の執行

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の決定

(5) 借入金及びその額並びにその他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する決定

(6) 役員の職務及び担当並びに報酬、費用弁償等に関する決定

(7) 事務所の移転及び移転の期日の決定

(8) 事務局の組織及び運営に関する事項の決定

(9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項の決定

3 前項第1号に定める職務は、あらかじめ理事の過半数によって決定した代行順序に基づき、理事が代行するものとする。

4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(任期等)

第17条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第19条 この法人は、必要に応じて事務局を設置し、代表理事が任免した職員を置く。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人には、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会 通常総会及び臨時総会の2種とし、社員をもって構成される会議

(2) その他の会議 定款細則において定めた会議

2 その他の会議の運営方法は、定款細則において定める。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及びその際の残余財産の処分

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他、理事の過半数が総会に付すべき事項として決定した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事の過半数が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の5分の1以上の者が、会議の目的である事項を示し、招集の請求を行ったとき。

(3) 法第18条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し、書面またはファックスもしくは電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知を発信しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、総会に出席した社員の中から選出する。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席者全員の同意があった場合には、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した社員の過半数をもって決す。

(表決権等)

第26条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面またはファックスもしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(前条第2項に定める表決者は、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 議事録署名人は、代表理事及び総会において選任された社員とする。ただし、代表理事が総会に出席できない場合は、全ての議事録署名人を社員の中から選任する。

第6章 資産及び会計

(資産に関する事項)

第28条 この法人の資産は、代表理事が管理を行うものとする。

(会計に関する事項)

第29条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算並びにその変更)

第30条 この法人の事業計画及び収支予算並びにその変更は、代表理事が作成し、理事の過半数の決定を経なければならない。

(暫定予算及び予備費)

第31条 暫定予算及び予備費の執行は、理事の過半数の議決に基づき行う。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、理事の過半数の承認を経て、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第34条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。さらに法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第35条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併又は破産
- (5) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、解散総会において定める者に譲渡するものとする。ただし、前条第1項第4号に定める場合の解散を除く。

(合併)

第37条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。さらに所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(定款細則)

第39条 この定款の施行について必要な定款細則は、理事の過半数の決定を経て、これを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日（2008年7月14日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	今村晃章
理事	吉田昌宜
理事	池口千栄子
理事	宮原ひとみ
理事	杉本千穂
監事	浅木嘉郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年4月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。

附 則

1 この定款は、所轄庁の認証の日（2009年10月23日）に改定し、施行する。